

令和 8 年 9 月 11 日

「福島県農林水産部公式 Instagram」
ソーシャルメディア活用ガイドライン

このガイドラインは、下記 2 に掲げる「福島県農林水産部公式 Instagram」に関する公式アカウント（以下、公式アカウント）を運営する者（以下、運用者）及び公式アカウントを利用するすべての者（以下、利用者）に適用されます。

1 運用趣旨

ソーシャルメディアを活用し、福島県農林水産部公式 YouTube チャンネルである「1400 のネタばらし」及び「ふくしま旬物語」の動画の紹介や福島県産農林水産物の魅力、農林水産業に関するイベント等の情報を幅広く発信することを趣旨とします。

2 公式アカウント等

(1) 利用するソーシャルメディア及びアカウント名は次のとおりとします。

Instagram

アカウント名：fa_sengen_fukushima

URL：https://www.instagram.com/fa_sengen_fukushima/

(2) 上記アカウントのパスワードについては、外部に漏れることのないよう農林企画課が適切に管理します。

3 アカウント運用

(1) 公式アカウント管理責任者

福島県農林企画課長

(2) 公式アカウント運用者

ア 福島県農林水産部

イ その他、福島県農林企画課長が適切と認めたもの

(3) 投稿内容

公式アカウントへの投稿について、次に掲げるものは禁止しております。

ア 法令等に違反する、または違反するおそれがあるもの

イ 特定の個人や団体等を誹謗中傷するもの

ウ 政治、宗教活動を目的とするもの

エ 著作権、商標権、肖像権等、第三者の知的所有権を侵害するもの

オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

カ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

- キ 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ク 虚偽や事実と異なるもの及び単なる噂や噂を助長するもの
- ケ 本人の承諾なく公開することで、特定の個人を識別できるまたは識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある等プライバシーを害するもの
- コ 有害なプログラム等を含むもの
- サ わいせつな表現その他の不適切な表現を含むもの
- シ 同じユーザからの短時間での連続した投稿
- ス その他掲載することが望ましくないと認められるもの
- セ 上記アからスに該当する内容を含むウェブサイトへのリンク

(4) 投稿コメント等への対応

ア ソーシャルメディアを通して届いた投稿コメントに対して、運用者は必要に応じて回答を行います。運用者がすべての投稿を閲覧し、投稿に対して回答することを保証するものではありませんので、予めご了承ください。

イ 投稿されたコメントが3（3）に該当する投稿であった場合は、予告なく削除する場合があります。

(5) ダイレクトメッセージ（DM）の取扱い

ダイレクトメッセージ（DM）によるお問い合わせについては、原則として個別の回答は行いません。ただし、アカウントの運営上必要な場合には、DMを利用して連絡することがあります。

4 著作権

- (1) 公式アカウントに掲載されている文書、写真、イラスト、画像等の著作権は、福島県農林水産部に帰属します。
- (2) 一部の写真、イラスト、画像等の著作権は、原著作者が所有します。
- (3) これらの情報は、「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。
- (4) 公式アカウントへのリンクまたは公式アカウント毎のシェア（共有）機能による情報掲載につきましては問題ありません。

5 免責事項

- (1) 公式アカウントからリンクもしくはシェアしている他団体や個人のウェブサイト及び各 SNS アカウントの情報は、それぞれの運営者の責任により管理されているものであり、運用者の管理下ではありません。
- (2) 福島県農林水産部は利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。また、利用者間、または利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

6 その他

当ガイドラインは、予告なく内容を変更する場合があります。